(2)選挙運動のために支出した費用

月日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計（円）		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			

備　考

1　この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。

2　この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用、(二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に出納責任者の支出、候補者の支出、その他の支出の別を明記するものとする。

3　この帳簿の各科目には、(一)人件費　(二)家屋費　((イ)選挙事務所費 (ロ)集合会場費等)　(三)通信費　(四)交通費　(五)印刷費　(六)広告費　(七)文具費　(八)食糧費　(九)休泊費　(十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

4　金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金額支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。

前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載するものとする。

5　支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

6　「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。

7　支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。

8　選挙運動に係る公費負担対象支出(ポスター又はビラの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

9　前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と定める事項を記載することができる。